

イ 国保連合会が提供している一覧表を参照し、同一法人割合が80%を超えている支援事業所について、当該事業所から届出書が提出されていない場合は、当該事業所に集中割合が適正に計算されているかを確認するよう周知した。

なお、19市区等において、26支援事業所に対して返還手続を行う措置が講じられていた。

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給に関する事後確認の実施について

〔令和3年度決算検査報告179ページ参照〕
〔令和4年度決算検査報告266ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

厚生労働省は、休業又は教育訓練を行った事業主に対して、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金を支給している(以下、これらを合わせて「雇用調整助成金等」という。)。また、同省は、事業主に休業させられている期間の賃金の支払を受けることができなかった労働者に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金又は新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金を支給している(以下、これらを合わせて「休業支援金等」という。)。そして、同省は、雇用調整助成金等又は休業支援金等の支給を迅速化するために、支給決定の際に行う審査の迅速化を行うなどする一方で、支給後に不正受給の有無等の確認(以下「事後確認」という。)に取り組むことにより適切な支給を確保するとしている。しかし、雇用調整助成金等と休業支援金等が重複して支給されること(以下「重複支給」という。)や休業支援金等について同一月の休業を対象として再度の支給申請が行われて二重に支給していること(以下「二重支給」という。)の有無に関する事後確認が適切に行われるなどしておらず、その把握及びそれに対する措置が講じられていない事態、及び雇用調整助成金等の支給を受けた事業主の事業所を訪問して行う調査(以下「実地調査」という。)の対象とする事業主の範囲がリスクの所在等を踏まえて設定されておらず、対象範囲外の事業主に不正受給が見受けられている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和4年8月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求した。

ア ①休業支援金等の不正受給が疑われる場合以外についても保有するデータを活用するなどして事後確認の一環として重複支給の有無を確認することとするとともに、②重複支給が見受けられた事業主やそれらの事業主に雇用されていた労働者において重複支給に係るものとは別に同様の態様等により不正受給が行われていないかという点にも留意して調査を行うこととして、①及び②の具体的な方法を策定すること、また、既に重複支給が確認された雇用調整助成金等及び休業支援金等について事実関係を特定して不正受給額を返還させる措置を講ずること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの)

イ 保有するデータを活用するなどして事後確認の一環として二重支給の有無を確認することとして、その具体的な方法を策定すること、また、既に二重支給が確認された休業支援金等について不適正な支給額を特定して返還させる措置を講ずること(同法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの)

ウ 実地調査の対象とする事業主の範囲を設定するに当たり、不正な支給申請を行うリスクが想定される事業主が取り込まれることとなるよう、リスクの所在等に十分に留意して実地調査の対象とする事業主の範囲を設定することとする見直しを行い、見直し後においてリスクの程度を適切に評価することにより付した優先度に基づき実地調査の対象とする事業主を選定することとして、その具体的な方法を策定すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、4年8月に、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア ①厚生労働本省において、雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給データから重複支給の可能性のある労働者を抽出したリストを四半期ごとに作成の上、労働局において当該リストを基に重複支給の有無について調査を行うこととした。②この調査により重複支給が判明した場合は、重複支給が見受けられた事業主やそれらの事業主に雇用されていた労働者において重複支給に係るものとは別に同様の態様等により不正受給が行われていないかという点にも留意して調査することとした。

また、既に重複支給が確認された199事業主に雇用されていた437労働者の休業から、事業主の破産手続が完了しているなどして返還させる措置を講ずることが困難であること、又は、事実関係を特定した結果、返還させる必要がないことが判明した20事業主^(注1)に雇用された40労働者^(注1)の休業を除いた、185事業主^(注1)に雇用された400労働者^(注1)の休業について、6年5月までに、事実関係を特定して返還させる措置を講じた。

イ 厚生労働本省において、休業支援金等の支給データから二重支給の可能性のある労働者を抽出したリストを四半期ごとに作成の上、労働局において当該リストを基に二重支給の有無について調査を行うこととした。

また、既に二重支給が確認された164事業主に雇用されていた185労働者から、労働者が死亡しているなどして返還させる措置を講ずることが困難であること、又は、不適正な支給額^(注2)を特定した結果、返還させる支給額が生じないことが判明した25事業主^(注2)に雇用された26労働者^(注2)を除いた、142事業主^(注2)に雇用された159労働者について、6年5月までに、不適正な支給額を特定して返還させる措置を講じた。

ウ 実地調査の対象とする事業主の選定に当たり、厚生労働本省において、不正受給のリスクが相対的に高いと思料される事業主の要件を設定し、労働局において、当該要件に必要な応じて労働局が有する知見等により不正受給のリスクが相対的に高いと思料される事業主の要件を加えた上で、これらの要件に該当する数が多い事業主から順に調査可能な事業主数の範囲内で実地調査の対象リストに掲載することとした。そして、労働局において、

休業等の規模、雇用調整助成金等の支給額等を踏まえて設定した優先度に基づいて、当該リストに掲載した事業主の実地調査を行うこととした。

(注1) 複数の事態に該当する事業主及び労働者があるため、これらの数を合計しても、既に重複支給が確認された休業に係る事業主数(199事業主)や労働者数(437労働者)とは一致しない。

(注2) 複数の事態に該当する事業主があるため、これらの数を合計しても、既に二重支給が確認された事業主数(164事業主)とは一致しない。

令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 生活扶助費等負担金等の算定における返還金等の調定額の算出について

(令和4年度決算検査報告 222 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が、生活保護を受ける世帯に支弁した保護に要する費用(以下「保護費」という。)等に対して、その4分の3を生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金(以下、これらを合わせて「負担金」という。)として交付している。保護費について、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させるなどすることができることなどとなっている(以下、返還させるなどする金銭を「返還金等」という。)。負担金の交付額は、保護費等の額から返還金等の調定額を控除するなどして算定することとなっている。このうち、返還金等の調定額は事業主体が被保護者等からの返還金等を地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき調定した額となっている。また、誤払い又は過渡しとなった保護費の返納に当たり、事業主体が当該支出した経費に戻入することとした場合、当年度中に返納されなかった額(以下「戻入未済額」という。)は、翌年度に調定されることになる。さらに、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によるものである場合に事業主体に支払われる損害賠償金(以下「第三者行為損害賠償金」という。)等については、事業主体が調定し、返還金等の調定額に含めることとなっている。しかし、18都府県の47事業主体において、戻入未済額及び第三者行為損害賠償金等に係る調定額が事業実績報告書に計上されていなかったため、負担金が過大に交付されている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和5年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 前記47事業主体のうち返還手続が未済の事業主体に対して、過大に交付されていた負担金について返還の手続を速やかに行わせること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)